

平成21年度

第2回障害福祉サービス等事業者集団説明会

平成22年4月からの利用者負担の改正(案)について

沖縄県福祉保健部障害保健福祉課

1

1 利用者負担の軽減措置の概要について

全国厚生労働関係部局長会議
(厚生分科会)資料
社会・援護局 障害保健福祉部
平成22年1月15日(金)

- 障害者福祉制度に関しては、障害者自立支援法を廃止し、新たな総合的な制度をつくることとしている。
- そこで、昨年12月25日に閣議決定された平成22年度予算案において、この新たな総合的な制度ができるまでの間、低所得(市町村民税非課税)の障害者等につき、福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料とすることとした。
- 施行期日：平成22年4月1日(予定)

2

【利用者負担の軽減の具体的な内容等について】

- 利用者負担の軽減について、具体的には、所得階層の低所得1・2に該当する障害者及び障害児の保護者に係る、次に掲げる利用者負担を無料とする。
 - ① 障害福祉サービス（療養介護医療を除く。以下同じ。）に係る利用者負担
 - ② 障害児施設支援（障害児施設医療を除く。以下同じ。）に係る利用者負担
 - ③ 補装具に係る利用者負担

- 利用者負担の軽減に関し、以下に留意されたい。
 - ① 今回の利用者負担の軽減においては、特別対策（平成19年4月）又は緊急措置（平成20年7月）において軽減の対象ではなかった、入所施設やグループホーム、ケアホーム等を利用している20歳以上の障害者や、補装具費の支給を受ける障害者等も対象とする。
 - ② 補足給付（特定障害者特別給付費、特定入所障害児食費等給付費等）については、引き続き、従前と同じ方法により算出する。
 - ※ 今回の措置により、障害福祉サービスに係る利用者負担が無料となるが、その分額を補足給付から減らすことなどは行わない。
 - ③ 療養介護医療又は障害児施設医療に係る利用者負担については、今回の軽減の対象外であることから、従前と同じ方法により算出して行うこととする。
 - ※ 療養介護又は障害児施設支援に係る利用者負担は、「福祉部分」、「医療費部分」及び「食事療養」で構成されるが、今回の措置は、このうち「福祉部分」の負担を無料とするものであり、「医療費部分」及び「食事療養」に係る利用者負担は従前と変わらない。

① 障害福祉サービス・障害児施設給付費等の負担軽減

現行の制度

ただし個別
減免等あり

所得区分		負担上限月額	軽減措置
一般	市町村民税課税世帯	37,200円	所得割16万円（障害児にあっては28万円）未満の者（20歳以上の施設等入所者（注）を除く。）については、通所施設・在宅サービス等軽減により負担が軽減される。
低所得2	市町村民税非課税世帯（低所得1に該当する者を除く。）	24,600円	20歳以上の施設等入所者については個別減免により、それ以外の者については通所施設・在宅サービス等軽減により負担が軽減される。
低所得1	市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下	15,000円	
生活保護	生活保護受給世帯	0円	

個別減免等(ただし申請が必用)

○ 居宅・通所の場合の軽減等

居宅通所(者)

低所得1 1,500円

低所得2 3,000円

課税世帯 { 9,300円(所得割16万未満)
37,200円

居宅通所(児)

低所得1 1,500円

低所得2 3,000円

課税世帯 { 4,600円(所得割28万未満)
37,200円

○ 入所の場合の個別減免

入所施設等(者)

低所得1 0~15,000円

低所得2 0~24,600円

課税世帯 37,200円

入所施設(児)

低所得1 3,500円

低所得2 6,000円

課税世帯 { 9,300円(所得割28万未満)
37,200円

5

現行の利用者負担一覧

区分	生活保護世帯	市町村民税非課税世帯		一般(市町村民税課税世帯) 市町村民税所得割				世帯の範囲	
		低所得1	低所得2	16万円→	28万円→	46万円→	46万円超	者	児
福祉サービス(居宅・通所) 【障害者】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	9,300円	37,200円			本人 及び 配偶者	住民 基本 台帳上 の世帯
福祉サービス(居宅・通所) 【障害児】	0円	1,500円	3,000円 通所:1,500円	4,600円	37,200円				
福祉サービス(入所施設等) 【障害者】	0円	個別減免 0円~15,000円	個別減免 0円~24,600円	37,200円					
福祉サービス(入所施設等) 【障害児】	0円	3,500円	6,000円	9,300円	37,200円				
補装具	0円	15,000円	24,600円	37,200円			全額 自己負担		

6

改正(案)

個別減免は廃止し、盛り込む形にしている。

所得区分		負担上限月額	備考
一般 2	市町村民税課税世帯 (一般 1 に該当する者を除く。)	37,200円	個別減免及び通所施設・在宅サービス等軽減は、廃止となる(医療型個別減免は、存続される。)
一般 1	市町村民税課税世帯 (所得割16万円(障害児(注)にあつては28万円)未満の者に限り、20歳以上の施設等入所者を除く。)	【施設等入所者以外】 障害者9,300円 障害児4,600円	
		【20歳未満の施設等入所者】 9,300円	
低所得	低所得 2 市町村民税非課税世帯 (低所得 1 に該当する者を除く。)	0円	
	低所得 1 市町村民税非課税世帯のうち、本人の年収80万円以下		
生活保護	生活保護受給世帯		

7

② 高額障害サービス費等

(現行)

所得区分	算定基準額
一般	37,200円
低所得 2 及び低所得 1 のうち次欄に掲げる者以外の者	24,600円
低所得 1 のうち、世帯での負担の合算額が 24,600円に満たないが、個人での負担の合算額が 15,000円を超える者	15,000円
生活保護	0円



(改正案)

所得区分	算定基準額
一般 (一般 1・2)	37,200円
低所得者 (低所得 1・2) 及び生活保護	0円

8

③ その他

- 補足給付について

- ① 現行とまったく同じ方法により算出することとし、今回の措置による負担軽減相当額を補足給付の額から減じることなどは行わない。

9

- 医療型個別減免については

- ① 現行と同じ方法で算出
- ② 医療部分及び食費部分については①により算出した額が上限額
- ③ 福祉部分については「低所得1, 2」の場合は0円、「一般1」の場合は①で算出した福祉部分の上限額と9,300円のいずれか低い額。

10

2 手続きについて

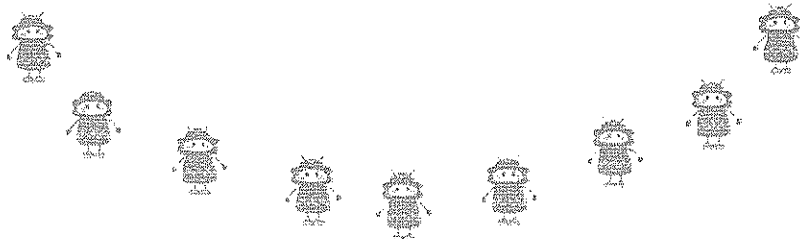
- 今回の負担上限額の変更の決定については、障害者等に申請書、課税資料等の提出を求めず、職権で行うこととして差し支えない。

従って、市町村によりけりですが、手間をかけることなく、変更が行われると思われれます。

該当しそうな方で変更手続きの手順や変更が行われたかについて疑義がある場合は、支給決定市町村へ確認をお願いします。

11

御静聴ありがとうございます



12